

飯塚市荒廃私有竹林整備事業要綱を次のように定める。

令和7年5月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市荒廃私有竹林整備事業要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内における荒廃私有竹林の拡大抑制、地域の森林環境保全の支援に資するため、飯塚市森林整備基金を活用し荒廃私有竹林を整備する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、森林法(昭和26年法律第249号)で使用する用語の例による。

- (1) 竹林 森林簿において、林種が竹林となっている森林のことをいう。
- (2) 対象竹林 飯塚市内に所在する竹林のうち、森林法第5条に規定する民有林(県営林及び市町村有林を除く。)をいう。
- (3) 荒廃私有竹林 荒廃した対象竹林又は今後公益的機能が発揮できなくなる恐れのある対象竹林をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、荒廃私有竹林において行う間伐、皆伐及びこれらの実施に必要な作業路の開設とする。

- 2 前項に規定する作業路は、伐採竹木の搬出又は必要な機材・労務の搬入のために開設・補修・改良する作業路とし、全幅員は、原則として1.5m又は2.5mとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、全幅員を3.0m以内とすることができる。

(事業の執行体制)

第5条 市長は、円滑な整備を推進するため、整備に係る事業を業者に委託して執行するものとする。

(協定の締結)

第6条 本事業の実施にあたっては、本事業の実施に関する協定を市と森林所有者の間で締結するものとする。

- 2 前項に規定する協定の期間は、協定締結の日から起算して5年を経過した日の属

する年度の3月末日までとする。

- 3 協定の対象とする荒廃私有竹林の単位は、森林簿における施業番号を基礎とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。